

自己点検事項

◇ 医療安全対策加算(A234)

※医療安全対策加算1又は同2のいずれか届け出ているもののみについて点検すること。

医療安全対策加算1

(1)当該保険医療機関内に、医療安全対策に係る適切な研修を修了した専従の看護師、薬剤師

その他の医療有資格者が医療安全管理者として配置されている。 (適 ・ 否)

- 点検に必要な書類等
- ・医療安全管理者の出勤簿
- ・医療安全管理者の研修修了証

(2)医療安全管理部門が設置されている。 (適 ・ 否)

- 点検に必要な書類等
- ・医療安全管理部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる書類

(3)医療安全管理部門に診療部門、薬剤部門、看護部門、事務部門等の全ての部門の専任の職員

が配置されている。 (適 ・ 否)

- 点検に必要な書類等
- ・医療安全管理部門の業務指針

(4)医療安全管理部門の業務指針及び医療安全管理者の具体的な業務内容が整備されている。

(適 ・ 否)

※ 医療安全管理者の具体的な業務内容として次の内容が整備されていること。

ア 安全管理部門の業務に関する企画立案及び評価を行う。

イ 定期的に院内を巡回し各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析し、

医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策を推進する。

ウ 各部門における医療事故防止担当者への支援を行う。

エ 医療安全対策の体制確保のための各部門との調整を行う。

オ 医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修を企画・実施する。

カ 相談窓口等の担当者と密接な連携を図り、医療安全対策に係る患者・家族の相談に適切に

応じる体制を支援する。

- 点検に必要な書類等
- ・医療安全管理者が、定期的に院内を巡回し各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析していることが確認できる書類

※ 医療安全管理部門の業務指針には次の内容が整備されていること。

ア 各部門における医療安全対策の実施状況の評価に基づき、医療安全確保のための業

務改善計画書を作成し、それに基づく医療安全対策の実施状況及び評価結果を記録し

ている。

- 点検に必要な書類等
- ・医療安全確保のための業務改善計画書
- ・各部門における医療安全対策の実施状況とその評価結果が確認できる書類

医療機関コード

保険医療機関名

イ 医療安全管理対策委員会との連携状況、院内研修の実績、患者等の相談件数及び相談内容、相談後の取扱い、その他の医療安全管理者の活動実績を記録している。

ウ 医療安全対策に係る取組の評価等を行うカンファレンスが週1回程度開催されており、医療安全管理対策委員会の構成員及び必要に応じて各部門の医療安全管理の担当者等が参加している。

点検に必要な書類等

- ・医療安全管理対策委員会の議事録
- ・医療安全管理部門の活動実績(医療安全管理対策委員会との連携状況、院内研修の実績、患者等の相談件数と相談内容、相談後の取扱い、その他の医療安全管理者の活動実績)が確認できる書類
- 点検に必要な書類等
- ・医療安全対策に係る取組の評価等を行うカンファレンスの記録

(5)医療安全管理者が、医療安全管理対策委員会と連携し、より実効性のある医療安全対策を実施できる体制が整備されている。 (適 ・ 否)

(6)当該保険医療機関の見やすい場所に医療安全管理者等による相談及び支援が受けられる旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供が行われている。 (適 ・ 否)

(7)当該保険医療機関内に患者相談窓口を設置している。 (適 ・ 否)

【医療安全対策地域連携加算1】

(1) 医療安全対策加算1に係る届出を行っている。 (適 ・ 否)

(2) 当該保険医療機関内に、医療安全対策に3年以上の経験を有する専任の医師又は医療安全対策に係る適切な研修を修了した専任の医師が医療安全管理部門に配置されている。

この場合、医療安全対策加算1の(1)の規定に関わらず、当該専任医師が医療安全管理者として配置され、医療安全対策加算1の(1)に規定された専従の看護師、薬剤師その他の医療有資格者が医療安全管理部門に配置されていることとしても差し支えない。 (適 ・ 否)

医療機関コード

保険医療機関名

(3) 他の医療安全対策加算1に係る届出を行っている保険医療機関及び医療安全対策加算2に係る届出を行っている保険医療機関と連携し、それぞれ少なくとも年1回程度、当該加算に関して連携しているいざれかの保険医療機関に赴いて医療安全対策に関する評価を行い、当該保険医療機関にその内容を報告している。

(適 ・ 否)

点検に必要な書類等

- ・医療安全対策加算1に関して連携しているいざれかの保険医療機関に赴いて医療安全対策に関する評価を行ったことが分かる書類

また、少なくとも年1回程度、当該加算に関して連携している医療安全対策加算1に係る届出を行っている保険医療機関より評価を受けている。

(適 ・ 否)

※ 感染防止対策地域連携加算を算定している保険医療機関については、当該加算に係る評価と医療安全対策地域連携加算1に係る評価とを併せて実施しても差し支えない。

(4) (3)に係る評価については、次の内容に対する評価を含むものである。 (適 ・ 否)

ア 医療安全管理者、医療安全管理部門及び医療安全管理対策委員会の活動状況

(イ) 医療安全対策の実施状況の把握・分析、医療安全確保のための業務改善等の具体的な対策の推進

(ロ) 当該対策や医療安全に資する情報の職員への周知(医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修の実施を含む)

(ハ) 当該対策の遵守状況の把握

イ 当該保険医療機関内の各部門における医療安全対策の実施状況、具体的な評価方法及び評価項目については、当該保険医療機関の課題や実情に合わせて連携する保険医療機関と協議し定めている。

点検に必要な書類等

- ・医療安全対策加算1に関して連携している医療安全対策加算1に係る届出を行っている保険医療機関より評価を受けたことが分かる書類

医療機関コード

保険医療機関名

医療安全対策加算2

- (1)当該保険医療機関内に、医療安全対策に係る適切な研修を修了した専任の看護師、薬剤師
その他の医療有資格者が医療安全管理者として配置されている。 (適・否)
- (2)医療安全管理部門が設置されている。 (適・否)
- (3)医療安全管理部門に診療部門、薬剤部門、看護部門、事務部門等の全ての部門の専任の職員が配置されている。 (適・否)
- (4)医療安全管理部門の業務指針及び医療安全管理者の具体的な業務内容が整備されている。 (適・否)

※ 医療安全管理者の具体的な業務内容として次の内容が整備されていること。

- ア 安全管理部門の業務に関する企画立案及び評価を行う。
- イ 定期的に院内を巡回し各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析し、医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策を推進する。
- ウ 各部門における医療事故防止担当者への支援を行う。
- エ 医療安全対策の体制確保のための各部門との調整を行う。
- オ 医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修を企画・実施する。
- カ 相談窓口等の担当者と密接な連携を図り、医療安全対策に係る患者・家族の相談に適切に応じる体制を支援する。

※ 医療安全管理部門の業務指針には次の内容が整備されていること。

- ア 各部門における医療安全対策の実施状況の評価に基づき、医療安全確保のための業務改善計画書を作成し、それに基づく医療安全対策の実施状況及び評価結果を記録している。
- イ 医療安全管理対策委員会との連携状況、院内研修の実績、患者等の相談件数及び相談内容、相談後の取扱い、その他の医療安全管理者の活動実績を記録している。
- ウ 医療安全対策に係る取組の評価等を行うカンファレンスが週1回程度開催されており、医療安全管理対策委員会の構成員及び必要に応じて各部門の医療安全管理の担当者等が参加している。

- 点検に必要な書類等
- ・医療安全管理者の出勤簿
 - ・医療安全管理者の研修修了証

- 点検に必要な書類等
- ・医療安全管理部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる書類

- 点検に必要な書類等
- ・医療安全管理部門の業務指針

- 点検に必要な書類等
- ・医療安全管理者が、定期的に院内を巡回し各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析していることが確認できる書類

- 点検に必要な書類等
- ・医療安全確保のための業務改善計画書
 - ・各部門における医療安全対策の実施状況とその評価結果が確認できる書類

- 点検に必要な書類等
- ・医療安全管理対策委員会の議事録
 - ・医療安全管理部門の活動実績(医療安全管理対策委員会との連携状況、院内研修の実績、患者等の相談件数と相談内容、相談後の取扱い、その他の医療安全管理者の活動実績)が確認できる書類

- 点検に必要な書類等
- ・医療安全対策に係る取組の評価等を行うカンファレンスの記録

医療機関コード

保険医療機関名

(5) 医療安全管理者が、医療安全管理対策委員会と連携し、より実効性のある医療安全対策を実施できる体制が整備されている。 (適・否)

(6) 当該保険医療機関の見やすい場所に医療安全管理者等による相談及び支援が受けられる旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供が行われている。 (適・否)

(7) 当該保険医療機関内に患者相談窓口を設置している。 (適・否)

【医療安全対策地域連携加算2】

(1) 医療安全対策加算2に係る届出を行っている。 (適・否)

(2) 医療安全対策加算1に係る届出を行っている保険医療機関と連携し、少なくとも年1回程度、当該加算に関して連携しているいずれかの保険医療機関より医療安全対策に関する評価を受けている。 (適・否)

※ 感染防止対策地域連携加算を算定している保険医療機関については、当該加算に係る評価と医療安全対策地域連携加算2に係る評価とを併せて実施しても差し支えない。

(3) (2)に係る評価については、次の内容に対する評価を含むものである。
(適・否)

ア 医療安全管理者、医療安全管理部門及び医療安全管理対策委員会の活動状況

(イ) 医療安全対策の実施状況の把握・分析、医療安全確保のための業務改善等の具体的な対策の推進

(ロ) 当該対策や医療安全に資する情報の職員への周知(医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修の実施を含む)

(ハ) 当該対策の遵守状況の把握

イ 当該保険医療機関内の各部門における医療安全対策の実施状況、具体的な評価方法及び評価項目については、当該保険医療機関の課題や実情に合わせて連携する保険医療機関と協議し定めている。

点検に必要な書類等

・医療安全対策加算2に関して連携している医療安全対策加算1に係る届出を行っている
保険医療機関より評価を受けたことが分かる書類

医療機関コード

保険医療機関名